

原議保存期間10年
(平成35年12月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第79号
平成25年6月14日
警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について
(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成25年内閣府令第38号。別添1。以下「改正府令」という。)は、平成25年6月14日に公布され、同年9月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)を「府令」という。

記

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)上、猟銃等の所持許可又はその更新を受けようとする者で年齢が75歳以上のものは、都道府県公安委員会が行う認知機能検査を受けなければならない(銃刀法第4条の3第1項及び第7条の3第3項)、都道府県公安委員会は、この検査の結果が銃刀法第4条の3第2項の内閣府令で定める基準(以下「内閣府令で定める基準」という。)に該当する者に対し、その者が認知症であるかどうかについて、医師の診断を受け、診断書を提出すべきことを命ずることができることとされており、当該診断の結果、その者が認知症である場合には、猟銃等の所持許可の欠格事由に当たることとなる。

道路交通法(昭和35年法律第105号)上の認知機能検査に関しては、平成23年度に警察庁が実施した調査研究「講習予備検査等の検証改善と高齢運転者の安全運転継続のための実験の実施に関する調査研究()」において、認知症患者と健常高齢者がより顕著に区別されるような配点方法、計算式等の設定についての検討等が行われたところ、これは自動車運転に固有の事情を考慮したものではないことから、この調査研究の結果を踏まえ、この度、内閣府令で定める基準を改めるものである。

なお、道路交通法上の認知機能検査に係る基準については、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成25年内閣府令第2号)により改正が行われ、平成25年9月1日から施行されることとなっている。

2 内容（別添2参照）

内閣府令で定める基準を、次の式により算出した数値が49未満であることに改める。

$$1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 府令第14条第1号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

- 1 認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、5
- 2 認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、4
- 3 認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、3
- 4 認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、2
- 5 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が30未満の場合には、1

B 府令第14条第2号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

- 1 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に2を乗じて得た数値
- 2 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかった物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に1を乗じて得た数値

C 府令第14条第3号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

- 1 1から12までの数字が描かれている場合には、1（1から12までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）
- 2 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、1
- 3 1から12までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、1
- 4 2つの針が描かれている場合には、1
- 5 指示された時が表示されている場合には、1
- 6 指示された分が表示されている場合には、1
- 7 指示された時及び分が表示されている場合であって、時針が分針よりも短く描かれているときには、1

3 留意点

改正府令附則第2項及び第3項において、改正府令の施行前に受けた認知機能検査の結果については、施行後においても、改正府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する基準に従って取り扱うこととされているので留意されたい。

○内閣府令第三十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の三第二項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三十条の二の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。
第十五条を次のように改める。

（認知機能の低下の状況を判断する基準）

第十五条 法第四条の三第二項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が四十九未満であることとする。

$$115 \times A + 19 \times B + 297 \times C$$

（この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

A 第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

- 一 認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、五
- 二 認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、四
- 三 認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、三
- 四 認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、二
- 五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B 第十四条第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

- 一 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値
- 二 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後には名称が正しく記述されたものに一を乗じて得た数値

C 第十四条第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

- 一 一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外）の数字が描かれている場合を除く。
- 二 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一
- 三 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一
- 四 二の針が描かれている場合には、一
- 五 指示された時が表示されている場合には、一
- 六 指示された分が表示されている場合には、一
- 七 指示された時及び分が表示されている場合であつて、時計が分針よりも短く描かれているときには、一

附 則

（施行期日）

1 この府令は、平成二十五年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行前に受けた銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査の結果については、この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「旧府令」という。）第十五条の式により算出した数値が三十六以上である者は、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「新府令」という。）第十五条の式により算出した数値が四十九未満である者とみなし、旧府令第十五条の式により算出した数値が三十六未満である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。

3 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十六条第二項の規定により銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査を受けたものとみなされる者から提示があつた銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十六条第二項の書類に係る道路交通法（昭和三十三年法律第五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査でこの府令の施行前に受けたものの結果については、旧府令第十五条の式により算出した数値が三十六以上である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が四十九未満である者とみなし、旧府令第十五条の式により算出した数値が三十六未満である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照条文
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（認知機能の低下の状況を判断する基準）

第十五条 法第四条の第三第二項（法第七条の第三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が四十九未満であることとする。

$$1. 15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

一 認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、五

二 認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、四

三 認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、三

（認知機能の低下の状況を判断する基準）

第十五条 法第四条の第三第二項（法第七条の第三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六以上であることとする。

$$7. 731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一 記述された年と認知機能検査を行った時の年との差に相当する年数に十を乗じて得た数値（記述された元号が認知機能検査を行った時の元号と異なる場合にあつては、六十とする。）（ただし、算出する数値の上限は、六十とする。）

二 記述された月と認知機能検査を行った時の月との差に相当する月数に五を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三十とする。）

三 記述された日と認知機能検査を行った時の日との差に相当する日数に一を乗じて得

四 認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、二

五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B 第十四条第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値

二 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

C 第十四条第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

一 一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の

た数値（ただし、算出する数値の上限は、十五とする。）

四 記述された曜日と認知機能検査を行った時の曜日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三とする。）

五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数を三十で除して得た数値（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）（ただし、算出する数値の上限は、五とする。）

B 第十四条第二号に掲げる方法により記述された物の名称が正しく記述された場合に当該正しく記述された物の数に一を乗じて得た数値

C 第十四条第三号に掲げる方法により描かれた図画について、次に掲げる数値の総和

一 一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の

数字が描かれている場合を除く。）

二 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一

三 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

四 二の針が描かれている場合には、一

五 指示された時が表示されている場合には

、

六 指示された分が表示されている場合には

、

七 指示された時及び分が表示されている場

合であつて、時針が分針よりも短く描かれ

ているときには、一）

数字が描かれている場合を除く。）

二 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一

三 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

四 二の針が描かれている場合には、一

五 指示された時が表示されている場合には

、

六 指示された分が表示されている場合には

、



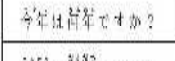

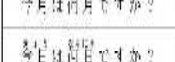

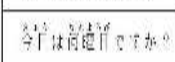















七 指示された時及び分が表示されている場

合であつて、時針が分針よりも短く描かれ

ているときには、一）

配点方法、計算式等の対比

配点の対比

検査項目		改正前			改正後		
A 時間の見当識			年	1年誤差10点(上限60点)	変 更	年	正解すれば5点
			月	1月誤差5点(上限30点)		月	" 4点
			日	1日誤差1点(上限15点)		日	" 3点
			曜	1曜誤差1点(上限3点)		曜	" 2点
			分	30分誤差1点(上限5点)		分	" 1点
			計	最大113点		計	最大15点
							
B 手がかり再生			自由再生	いずれかで 正解であれば得点	変 更	自由再生	自由再生のみで正解すれば2点、 手がかりのみで正解すれば1点、 両方で正解しても2点
			手がかり			1点×16個	
			いずれか			両方	2点×16個
			計	最大16点		計	最大32点

× 4枚 = 16イラスト

計算式等の対比

改正前	式	$7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$		
	総合点	低い	判断力・記憶力 良い	
		受診等命令の対象		受診等命令の対象外
		36点以上		36点未満

改正後	式	$1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$		
	総合点	低い	判断力・記憶力 良い	
		受診等命令の対象		受診等命令の対象外
		49点未満		49点以上